

中央環境審議会瀬戸内海部会の専門委員会の設置について

平成 23 年 7 月 22 日
瀬戸内海部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「運営規則」という）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記の専門委員会を設置することとする。

記

1. 中央環境審議会瀬戸内海部会に企画専門委員会を置く。
2. 企画専門委員会においては、瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方に係る事項を調査する。
3. 専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。